

貸出し用福祉用具一覧



1. 車椅子【26台】

車椅子体験の授業にご活用いただくことができます。

○自走式【14台】



○介助式【12台】



2. 段差スロープセット【1セット】

車椅子体験の授業時に、スロープや段差の体験としてお使いいただけます。



※木製で複数のパーツに分かれています。1つのパーツあたり、5キロ～10キロ程度の重量があります。

3. 携帯用段差スロープ【1セット】

車椅子体験の授業時に、段差の体験としてお使いいただけます。



4. 高齢者疑似体験セット【14セット】

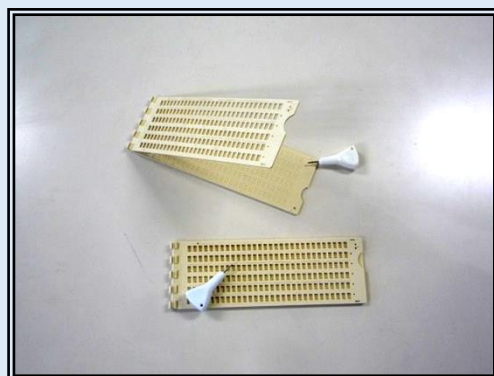
全身に装着し、高齢者の身体状況を疑似体験することができます。



サイズ：S（小学生用）4セット、M（中学生用）6セット、L（成人用）4セット

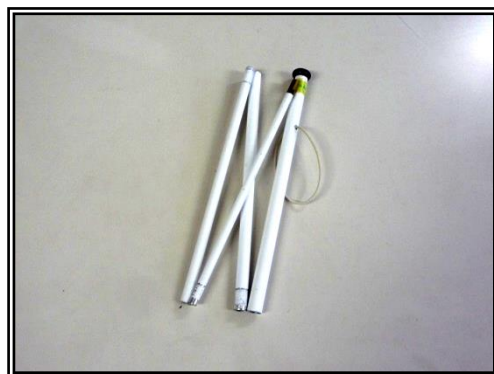
5. 点字器【20セット】

点字を打つための道具です。点字体験の授業にご活用いただけます。



6. 白杖【7セット】

視覚障害者が使用する白杖です。視覚障がい体験の時に活用いただけます。



7. 妊婦体験ジャケット【2セット】

命の授業や赤ちゃんふれあい体験の授業で活用いただき、赤ちゃんがお腹にいる時の妊婦の身体にかかる負担などを体験いただくことができます。



【ご使用いただく上での注意事項】

- ① 福祉用具の台数には限りがありますので、貸出しの状況によりご希望に沿えない場合があります。貸出しを希望される場合には、お早めにご相談ください。
- ② ご使用される前に福祉用具の状態を確認いただき、ご使用後は必ず元の状態に戻してから返却してください。
- ③ 万が一、故障、破損、紛失等をされた場合には、必ず報告してください。ご報告が無い場合には、理由に関わらず修理・交換等の費用を全額ご負担いただきます。
- ④ 福祉用具の使用目的に沿った内容でのご利用をお願いいたします。
- ⑤ 車椅子及び福祉用具は、次頁からの各種要領の内容を順守いただいた上でご使用ください。

川崎市多摩区社会福祉協議会車椅子貸出事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎市多摩区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）が実施する車椅子貸出事業について必要な事項を定め、事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 この事業での貸出の対象は、多摩区内に在住している者又は所在地がある団体で、次のいずれかに該当するものとする。ただし、介護保険等の公的サービスにより車椅子のレンタルや購入等ができる場合は除く。

- (1) 高齢や障害、疾病等により外出が困難な者又はその家族若しくは支援者
- (2) 教育機関及び行政機関等
- (3) その他、区社協会長が特に必要と認めたもの

(利用目的)

第3条 利用目的は、次の各号のとおりとする。

- (1) 医療機関への通院及び入退院
- (2) 教育機関への通学
- (3) 福祉施設への通所及び入退所
- (4) 旅行や買い物、行事への参加等の余暇活動
- (5) 福祉教育を目的とした事業
- (6) その他、区社協会長が特に必要と認めたもの

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、原則として1ヵ月間までとし、継続的な貸出は行わない。

- 2 貸出中に生じた諸事情により貸出期間の延長が必要と認められる場合には、予定されていた貸出期間中に延長の申請を行うことで、1ヵ月間に限り貸出しの期間を延長できるものとする。ただし、待機者がいる場合には待機者を優先し、貸出期間の延長は行わない。
- 3 福祉教育を目的とした事業での貸出については、その貸出期間を1週間までとする。ただし、区社協会長が特に必要と認める場合には、この限りではない。

(台数)

第5条 貸出の台数は、他の貸出の希望があった際に支障が生じない範囲内において、利用内容に応じた台数を貸出すものとする。

- 2 福祉教育等を目的とした事業での貸出については、台数を10台までとする。ただし、区社協会長が特に必要と認める場合には、この限りではない。

(貸出手続き)

第6条 貸出を希望する者は、事前に福祉パルへの来所又は電話により予約を行い、貸出の当日までに区社協に申請書を提出しなければならない。

(利用料及び賠償)

第7条 利用料は、原則として無料とする。

(利用者の責務)

第8条 貸出を受けた車椅子の利用に伴って生じた事故等については、原則として貸出を受けた者（以下「利用者」という。）が賠償責任を負い、本会は、利用者が賠償を行う場合に

当該車椅子について加入している保険の範囲内で補填するものとする。

- 2 利用者が故意又は重大な過失により車椅子を破損又は紛失した場合には、利用者は、その原状回復にかかる費用の全部又は一部を負担するものとする。
- 3 利用者及びその関係者は、貸出を受けた期間中の車椅子の保管義務を負うものとする。
(禁止行為)

第9条 貸出にあたり、次の各号の一に該当するときは、その使用を禁止する。

- (1) 営利活動を目的とした車椅子の使用
- (2) 第三者に貸与するための車椅子の使用
- (3) 一定期間内での連続した車椅子の使用
- (4) その他区社協会長が不相当と認めた使用
(利用者からの取消等)

第10条 利用者の都合により、貸出にかかる申込みの内容を変更又は取消す場合には、速やかに区社協まで連絡しなければならない。

(貸出の承認の取消及び停止)

第11条 区社協会長は、次の各号の一に該当すると認められるときは、利用の承認を取消し又は制限若しくは停止することができる。

- (1) 故障及び破損、紛失等により貸出しを予定していた車椅子が使用できないとき
- (2) 利用者が本要領の規定に違反したとき
- (3) その他区社協会長が貸出しを行うにあたり支障があると判断したとき

(貸出しの拒否)

第12条 区社協会長は、本要領を遵守しなかった利用者及び関係者に対し、今後の貸出を行わないことができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるものの他に必要な事項については、別途区社協会長が定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市多摩区社会福祉協議会貸出用福祉用具取扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、地域住民の福祉の向上を図るとともに、地域、学校、企業及び家庭が一体となって福祉教育の推進を行うために川崎市多摩区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）が貸出を行う各種の福祉用具の取扱いについて必要な事項を定め、事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(福祉用具の種類)

第2条 貸出を行う福祉用具は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者の身体状況を体験するための「高齢者擬似体験セット」
- (2) 視覚障害者のコミュニケーション方法を学ぶための「簡易点字器」
- (3) 視覚障害者の移動及び介助方法を学ぶための「白杖」
- (4) 車椅子での移動及び介助方法を学ぶための「携帯用段差スロープ」
- (5) 車椅子での移動及び介助方法を学ぶための「段差スロープセット」
- (6) 妊娠中の女性の身体状況を体験するための「妊婦体験ジャケット」

(対象)

第3条 貸出の対象は、多摩区内に在住している者及びその家族又は支援者、並びに多摩区内に所在地がある団体で、次のいずれかの目的で福祉用具を必要とする場合とする。

- (1) 高齢や障害、疾病等による福祉用具の使用の検討
- (2) 教育機関で実施する講座や児童を対象とした福祉に関する授業等
- (3) 官公庁で実施する講座や職員の研鑽のための研修等
- (4) 福祉団体で実施する講座や職員の研鑽のための研修等
- (5) 企業で実施する地域住民を対象とした講座や職員の研鑽のための研修等
- (6) その他、区社協会長が特に必要と認めたもの

(手続き)

第4条 貸出を希望する者は、事前に来所又は電話による予約を行い、貸出の当日までに申請書を提出するものとする。

(貸出期間)

第5条 貸出の期間は、原則として2週間までとする。ただし、区社協会長が特に必要と認める場合は、この限りではないものとする。

(利用料)

第6条 利用料は、原則として無料とする。

(利用者の責務)

第7条 貸出を受けた者（以下、「利用者」という。）及びその関係者は、貸出を受けた期間中の福祉用具の保管義務を負う。

2 貸出を受けた福祉用具の利用に伴って生じた事故等により他者に損害を与えた場合は、原則として利用者が賠償責任を負うものとする。

3 利用者が、故意又は重大な過失により福祉用具を破損又は紛失等した場合には、その原状回復にかかる費用の全部又は一部を利用者が負担するものとする。

(利用者からの取消し等)

第8条 利用者の都合により、貸出にかかる申込みの内容を変更又は取消しする場合には、速やかに申し出なければならない。

(禁止行為)

第9条 貸出にあたり、次の各号の一に該当するときは、その使用を禁止するものとする。

- (1) 営利活動を目的とした福祉用具の使用
- (2) 福祉用具を第三者に貸与するための使用
- (3) その他、区社協会長が不相当と認めた使用

(承認の取消し及び停止)

第10条 区社協会長は、次の各号の一に該当すると認められるときは、承認の取消し又は制限若しくは停止をすることができる。

- (1) 故障及び破損、紛失等により貸出を予定していた福祉用具が使用できないとき
- (2) 利用者が本要領の規定に違反したとき
- (3) その他、区社協会長が貸出を行うにあたり支障があると判断したとき

(貸出の拒否)

第11条 区社協会長は、本要領を遵守しなかった利用者及び関係者に対し、以後の貸出を行わないことができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるものの他に必要な事項については、別途区社協会長が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。